

論点項目表

I 事業者に対する個人情報保護条例の適用

1 条例を適用する事業者の範囲について

(1) 法適用事業者

- ・法適用に伴い、条例適用を除外するか。
- ・その際、現行条例上、指針上のセンシティブ情報の慎重取扱い義務をどうするか。

(2) 法適用事業者以外の事業者

- ・現行制度を引き続き、これらの事業者に適用するか。
- ・その際、法が小規模事業者を個人の権利利益を害するおそれが少ないため除外したことを考慮する必要があるのか。

(備考)

- ・法律と条例では実効性確保のための手段・手続きに違いがある。

2 適用除外（法第50条）について

- ・基本法50条の「報道機関等が行う報道目的等」に係る個人情報の取扱いについての適用除外について、法と同様の規定を設けるか。

II 苦情相談の処理

- ・苦情相談処理に係る規定をどうするのか。

III 事業者への支援制度

- ・神奈川県個人情報取扱業務登録制度
- ・山梨県個人情報取扱業務登録制度
- ・プライバシーマーク制度
- ・情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度

個人情報取扱いに係る関係規定(法律と条例・指針の比較表)

資料2

項目	基本法	条例	備考
センシティブ情報		<p>(事業者の遵守事項)</p> <p>第58条 事業者は、個人情報取扱指針に即して個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 事業者は、第6条第5項各号に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>【指針】</p> <p>第6 特に慎重な取扱いを要する個人情報次に掲げる個人情報については、その収集等に当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 思想、信教及び信条に関する個人情報</p> <p>(2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報</p> <p>(3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>・条例においては、センシティブ情報について慎重に取り扱わなければならないとなっているが、法にはその規定はない。</p>
利用目的の特定	<p>(利用目的の特定)</p> <p>第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第3 個人情報の収集</p> <p>1 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。</p> <p>2 個人情報の収集に当たっては、原則として収集する目的を本人が確認できるようにするものとする。</p> <p>3 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うものとする。</p> <p>4 本人以外からの個人情報の収集は、以上の制限によるほか、本人の権利利益を侵害するおそれのないときに限るものとする。</p>	
利用目的による制限	<p>(利用目的による制限)</p> <p>第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、</p>	<p>【指針】</p> <p>第4 個人情報の利用及び提供</p>	<p>※法には、次のような適用除外があり、指針より</p>

	<p>前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>1 個人情報の利用又は提供は、原則として個人情報を収集したときの目的の範囲内で行うものとする。</p> <p>2 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を侵害するおそれのない場合に限るものとする。</p>	<p>も幅広く適用除外を認めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要 ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要 ・国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要
<p>適正な取得</p>	<p>(適正な取得)</p> <p>第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第3 個人情報の収集</p> <p>3 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うものとする。</p>	
<p>取得に際しての利用目的の通知等</p>	<p>(取得に際しての利用目的の通知等)</p> <p>第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第3 個人情報の収集</p> <p>2 個人情報の収集に当たっては、原則として収集する目的を本人が確認できるようにするものとする。</p>	<p>※指針は、書面により取得した場合の利用目的の明示を規定していない。</p>

	<p>4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>		
データ内容の正確性の確保	<p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第19条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第5 個人情報の適正な管理</p> <p>1 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つものとする。</p>	
安全管理措置	<p>(安全管理措置)</p> <p>第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第5 個人情報の適正な管理</p> <p>2 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。</p> <p>第8 体制の整備</p> <p>1 事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。</p>	
従業員の監督	<p>(従業員の監督)</p> <p>第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第8 体制の整備</p> <p>2 事業者は、従業員等に対し、個人情報の保護が図られるよう、意識啓発に努めるものとする。</p>	
委託先の監督	<p>(委託先の監督)</p> <p>第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わな</p>	<p>【指針】</p> <p>第5 個人情報の適正な管理</p> <p>4 個人情報を取り扱う事業を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講</p>	

	<p>なければならない。</p>	<p>ずるものとする。</p>	
<p>第三者提供の制限</p>	<p>(第三者提供の制限) 第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 第三者への提供を利用目的とすること。 二 第三者に提供される個人データの項目 三 第三者への提供の手段又は方法 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> <p>4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用す</p>	<p>【指針】 第4 個人情報の利用及び提供 1 個人情報の利用又は提供は、原則として個人情報を収集したときの目的の範囲内で行うものとする。 2 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を侵害するおそれのない場合に限るものとする。</p>	<p>※法には、次のような適用除外がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要 ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要 ・国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要

	<p>る者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>		
保有個人データに関する事項の公表等	<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第24条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <p>一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称</p> <p>二 すべての保有個人データの利用目的（第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）</p> <p>三 次項、次条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第30条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合</p> <p>二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第3 個人情報の収集</p> <p>2 個人情報の収集に当たっては、原則として収集する目的を本人が確認できるようにするものとする。</p>	<p>※指針は、データ公表を定めていない。</p>
開示	<p>(開示)</p> <p>第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより</p>	<p>【指針】</p> <p>第7 自己の個人情報の開示等</p> <p>1 本人から自己の個人情報の開示の申出があったときは、原則としてこれに応ずるものとする。</p>	

	<p>次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>三 他の法令に違反することとなる場合</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。</p>		
訂正	<p>(訂正等)</p> <p>第26条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p>	<p>【指針】</p> <p>第7</p> <p>2 本人から自己の個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の申出があったときは、訂正の内容を確認の上、原則としてこれに<u>応ずる</u>ものとする。</p>	
利用停止	<p>(利用停止等)</p> <p>第27条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度</p>	<p>【指針】</p> <p>第7</p> <p>3 本人から自己の個人情報を利用し、又は提供することを拒まれたときは、原則としてこれに<u>応ずる</u>ものとする。</p>	

	<p>で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>		
理由の説明	<p>(理由の説明)</p> <p>第28条 個人情報取扱事業者は、第24条第3項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p>		※条例・指針にはない。
開示等の求めに応じる 手続	<p>(開示等の求めに応じる手続)</p> <p>第29条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その</p>		※条例・指針にはない。

<p>対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p> <p>3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>		
---	--	--

I 事業者に対する個人情報保護条例の適用

1 個人情報保護法上の義務、個人情報取扱い関係規定

- ア 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）
- ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
 - ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
- イ 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）
- ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
 - ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
 - ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- ウ データ内容の正確性の確保（19条）
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
- エ 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）
- ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
- オ 第三者提供の制限（23条）
- ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
 - ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
 - ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知している場合）は第三者提供とみなさない
- カ 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）
- ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要かつ適切な措置等についての公表等
 - ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

個人情報の適正取扱いに係る実効性確保関係規定（法律と条例の比較表）

	基本法	条例	備考
報告の徴収	§32 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。	§60 知事は、事業者が個人情報取扱いを不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。	
助言	§33 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。	§59 知事は、事業者に対し、個人情報取扱指針に即して個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導又は助言を行うものとする。	
勧告	§34 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正	§61 知事は、事業者が前条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人	・ 法には審議会への諮問がない。

	<p>するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</p>	<p>情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	
公表		<p>§61Ⅱ 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取する機会を設けるものとする。</p>	<p>・法には公表制度はない。</p>
命令	<p>§34Ⅱ 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において<u>個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>Ⅲ 主務大臣は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において<u>個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>		<p>・条例には命令はない。</p>
罰則	<p>§56 第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>§57 第32条又は第46条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>§58 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>Ⅱ 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>		<p>・条例には罰則はない。</p>

2 条例・指針上の個人情報取扱い関係規定

○条例第58条 事業者は、個人情報取扱指針に即して個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 事業者は、第6条第5項各号に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

○事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針

第1 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の適切な保護措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

第2 対象とする個人情報

- 1 この指針は、事業者がその事業活動に伴って取り扱うすべての個人情報を対象とする。
- 2 この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。
- 3 この指針において「事業者」とは、法人その他の団体（国及び地方公共団体を及び事業を営む個人をいう。

第3 個人情報の収集

- 1 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- 2 個人情報の収集に当たっては、原則として収集する目的を本人が確認できるようにするものとする。
- 3 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- 4 本人以外からの個人情報の収集は、以上の制限によるほか、本人の権利利益を侵害するおそれのないときに限るものとする。

第4 個人情報の利用及び提供

- 1 個人情報の利用又は提供は、原則として個人情報を収集したときの目的の範囲内で行うものとする。
- 2 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を侵害するおそれのない場合に限るものとする。

第5 個人情報の適正な管理

- 1 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事業を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

第6 特に慎重な取扱いを要する個人情報

次に掲げる個人情報については、その収集等に当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

- (1) 思想、信教及び信条に関する個人情報
- (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報

(3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第7 自己の個人情報の開示等

- 1 本人から自己の個人情報の開示の申出があったときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- 2 本人から自己の個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の申出があったときは、訂正の内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。
- 3 本人から自己の個人情報を利用し、又は提供することを拒まれたときは、原則としてこれに応ずるものとする。

第8 体制の整備

- 1 事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員等に対し、個人情報の保護が図られるよう、意識啓発に努めるものとする。
- 3 事業者は、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。